

令和 3 年度 瑞浪北部地域包括支援センター事業報告

1. 基本情報

センター名	瑞浪北部地域包括支援センター			
担当生活圏域	釜戸地区、大湫地区、土岐地区、日吉地区、明世地区			
圏域の状況 (令和 3 年 10 月 1 日現在)		総人口	高齢者数	高齢化率
	市	36,592	11,583	31.7%
	南部圏域	22,236	6,575	29.6%
	北部圏域	14,356	5,008	34.9%
運営法人名称	社会福祉法人美濃陶生苑			

職員(令和 4 年 3 月 31 日現在)	
職種	人数
主任介護支援専門員	1 名
社会福祉士	1 名
保健師等	2 名
その他()	

2. 地域包括支援センターの方針(圏域の特色や課題分析を踏まえて)

ひとり暮らしや高齢者世帯が多く、またこれからも増加が見込まれる中、地域の高齢者等が安心して生活が続けられることを目的として各事業に取り組みます。

本人や地域・関係機関から相談が集まりやすい窓口を目指します。

3. 運営体制

項目	取組内容	報告
公正・中立の確保	施設やサービスを利用者に紹介する際は、偏りなく広く情報提供できるよう努めます。また瑞浪市や地域包括支援センター運営協議会に事業実施状況を報告し、透明性を確保します。	相談者に対し広く情報提供するとともに、意思決定を相談者にしていただくよう心掛けました。 また運営協議会や毎月の地域包括連絡会にて事業実施状況を随時報告しました。
個人情報保護体制	個人情報保護に関する法律・瑞浪市個人情報保護条例・法人運営規定を遵守して厳重に取り扱います。	個人情報保護に関する法律や瑞浪市個人情報保護条例・法人運営規定を遵守し、正当な理由または本人の承諾なしに個人情報を他に提供しないよう心掛けました。
苦情対応	苦情対応マニュアルを整備し、それに沿って対応します。管理者を苦情解決責任者として配置し、誠実かつ速やかに対応します。法人第三者委員に報告することにより社会性や客観性を確保します。	苦情対応マニュアルを整備し、管理者を苦情解決責任者として配置しております。 今年度の苦情の実績はありません。
時間外・休日体制	携帯電話・併設施設職員により 24 時間 365 日連絡可能な体制を確保します。	携帯電話の利用・事務所の外線を携帯電話に転送することにより、24 時間 365 日対応しております。
利用者への配慮	事務所の立地条件が良くないため、相談に対しては積極的に向かい対応します。来所された相談者のプライバシー保護のために、相談は個室や仕切られたスペースで対応します。	相談者宅へ向かい対応することを基本とし、来所された場合は基本的に個室で対応しております。

4. 地域包括支援センターの重点取組事項(自由記載)

重点取組事項	報告
(1) 地域での会議や関係機関との交流の場に積極的に参加し、ネットワークを強化する。 (2) 介護予防に関する情報提供・活動の場づくり	・感染拡大防止対策により、地域での各会議が中止もしくは出席不可となるケースがほとんどで、会議等への参加は 1 回のみであった。 ・介護予防に関するチラシを地域に掲示し、市民に広く情報提供できるよう試みた。

5. 事業別の具体的な取り組み事項

I 地域包括支援センターの機能強化（包括的支援事業）

事業、事業名	現状・課題	目標(目指す姿)	目標値	報告
(1)総合相談支援事業				
総合相談	障がい者や若年層に関すること等、相談内容が多岐にわたる。	「ワンストップサービスの拠点」として関係機関と協働し速やかに対応する。	対応方法について職員間で話し合いを重ねることによって自己研鑽をしていくとともに研修の機会があれば積極的に参加する。また常日頃から他機関と連携する機会を設けるようにする。	対応した事例を振り返り、情報を共有すること・さまざまな研修を受講することにより自己研鑽している。他機関との連携は、可能な限り顔を合わせて話すよう努めている。
実態把握、地域におけるネットワークの構築	相談者の内訳からみると地域からの相談数が少ない。	地域の会議等に積極的に参加して周知を図ることにより、相談する側からみて相談しやすい窓口を目指す。	定期的な地区民協等への参加(年3回程度)。会議・対話の機会が限られるなか、ひとつひとつの事例へのていねいな対応から人とのつながりを増やしていく。	地区民協への参加は感染拡大防止のため各地区1回にとどまりましたが、民生委員等地域からの相談は着実に増えている。
家族介護者への相談体制の充実・情報提供など	紙面等での周知をしても相談する窓口・方法を知らない人は少なくない。	地域の会議等に積極的に参加して周知を図ることにより、相談する側からみて相談しやすい窓口を目指す。	定期的な地区民協等への参加(年3回程度)により地域の総合相談窓口であることを周知する。	地域の会議等への参加は1回にとどまった。感染拡大防止対策により、今後も期待できないと思われる。地域の総合相談窓口であることについては、チラシや個別の相談の対応時に説明することにより周知を行った。

(2)権利擁護業務				
1)成年後見制度の活用促進	制度利用が適当と思われても拒否等により利用できないケースが多い。	制度の利用について市民に周知され、利用が必要な方への利用促進が関係機関からだけではなく市民からもされる。	民協等の会議で制度を紹介することにより市民への周知を図り、制度利用を促進する。	地域の会議等への参加は1回にとどまった。感染拡大防止対策により、今後も期待できないと思われる。実績として市長申し立てによる制度利用などが実際にありましたが、本人の拒否により利用に至らないケースがみられる。
2)高齢者虐待の防止及び対応	確認が取れた時点ですでに常態化しているケースがある。	虐待が早期のうちに相談が受けられるために、関係する方から相談されやすい窓口であること。	民協等で高齢者虐待の相談窓口でもあることを周知する。ケアマネや介護サービス事業所へ虐待対応について周知する。	関係者や近隣からの相談があり、その後の対応は行政や警察・サービス事業所とスムーズに対応できた。一連の流れについての再確認・共有は継続的に必要と思われる。
3)困難事例への対応	各関係機関と相談しながら時間をかけて対応している。	関係機関と連携し対応する。	ケアマネの活動に役立つために、相談内容や過程を蓄積して整理する。	関係機関や地域住民と協力しながら時間をかけて対応している。対応経過は記録・整理している。
4)消費者被害への対応	今のところ実績がない。	消費者被害を防止する広報活動をする。	被害防止のための情報発信をする。	介護予防教室等にてチラシによる啓発をしている。今年度は相談・対応の実績がなかった。
(3)地域ケア会議の充実				
地域ケア個別会議の実施、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築など	地域ケア個別会議により個別ケースの検討やケアマネのスキルアップ・ネットワークの構築が図られている。	地域ケア会議により地域課題の抽出・地域づくり等につながる機能を目指す。	瑞浪市や南部包括とともに今後の会議のありかたについて検討する。地域ケア会議を年3回程度開催する。	地域ケア個別会議の開催により、個別の課題解決・ケアマネのスキルアップに努めた。市主催の重度化防止の会議を4回参加した。困難ケースに対する会議を2回実施した。

※地域ケア会議:地域ケア個別会議、地域ケア推進会議(市レベル・圏域レベル)の総称

事業名	現状・課題	目標(目指す姿)	目標値	報告
(4)包括的・継続的ケアマネジメント支援事業				
1)介護支援専門員に対する支援				
ア)日常的個別指導・相談	ケアマネジャーからの相談に対して随時対応している。	ケアマネジャーが相談しやすい窓口であること。	ケアマネが相談したいときに対応できる仕組みを、主任ケアマネ連絡会を通してつくる。	主任ケアマネ連絡会に12回参加し、関係づくりに努めた。ケアマネ個々からの相談は増えつつあるが、気軽に相談されているという実感はない。
イ)支援困難事例等への指導・助言	ケアマネジャーからの相談に対して随時対応している。	ケアマネジャーが相談しやすい窓口であること。必要に応じて同行対応・地域ケア会議の開催をする。	ケアマネが相談したいときに対応できる仕組みを、主任ケアマネ連絡会を通してつくる。	ケアマネからの相談は増えつつあり、行政とも協力して対応した。必要に応じて同行訪問し、経過の確認をしている。
ウ)地域における介護支援専門員のネットワークの構築と活用	土岐・瑞浪ケアマネ連絡協議会、瑞浪市主任ケアマネ連絡会にて研修や事例検討等の活動をしている。	現在のつながりの継続	集まることが困難な状況のもと、できる範囲の活動を継続する。 土岐・瑞浪ケアマネ連絡協議会(年4回の研修開催) 瑞浪主任ケアマネ連絡会(月1回の活動)	土岐・瑞浪ケアマネ連絡協議会役員会を11回実施し、ケアマネの望む活動ができるよう協議し、少人数での話し合いの場が実現できた。研修は3回開催した。瑞浪主任ケアマネ連絡会は12回実施し、可能な限り集まる機会を設けた。また東濃厚生病院との合同研修会を開催した。

II 地域での助け合い・支え合いの推進 ～地域共生社会の実現に向けて～
(包括的支援事業 社会保障充実分)

事業名	現状・課題	目標(目指す姿)	目標値	報告
(1)生活支援体制整備事業				
第2層協議体の設置・取り組み	すべきことがイメージしにくい状況のため第一歩が踏み出せない。	関係者が目標を共有し設置に向けた行動をする。	関係者や地域が参加する市内全域対象の勉強会の開催。	行政・生活支援コーディネーターと協議を重ねて意識統一し、勉強会を開催する方向に進んでいる。

Ⅲ 介護予防・生活支援総合事業等の推進

事業名	現状・課題	目標(目指す姿)	目標値	報告
(1)介護予防の支援と推進				
1)介護予防教室、 介護予防出前 講座、健康相 談等	瑞浪市・南部包括とと もに話し合い、瑞浪市 全体のバランスを考え た計画をしている。	介護予防・健康寿命の 延伸を目的とした活動 を関係機関とともに実 施する。	計画した事業を、専門 職や関係機関とともに 圏域各地で実施する。 教室 8ヶ所 講座 14回	行政・南部包括とともに計画して圏域各地で開催して おります。教室は8箇所、合計42回開催した。 実施後のアンケートにより市民の意向を確認している。 実施状況は行政・南部包括と共有しております。 緊急事態宣言などにより出前講座・健康相談の依頼は 2件にとどまった。
2)介護予防・日常 生活支援総合事 業対象者の把握 の推進	総合相談業務や各機関 からの情報から把握 し、ニーズを確認し対 応している。	各方面から把握した対 象者に対し必要な支援 をする。	適宜	主に総合相談から確認した対象者をサービスにつなげ る等して対応している。
3)保健事業と介護 予防の一体的実 施事業	令和3年度より実施予 定	圏域内の高齢者の医 療・介護データの分析 から、より効果的な教 室を実施し健康寿命の 延伸につなげる。	適宜	行政各課と計画していましたが、出前講座等すべて中 止もしくは要望がなく、実施機会がなかった。
(2)介護予防ケアマネジメントの実施				
指定介護予防支援事業 および第1号介護支援 事業	包括職員担当ケースが 約45%、委託事業所 担当ケースが約55%。 委託事業所担当のケア プランチェックが不十 分だった。	ケアプランの確認を行 い、適切にサービスが 提供されるように心が ける。	新規委託時や認定更新 時に、委託ケースのケ アプランの適性を確認 する。	委託事業所担当のケアプランについて、書類や聞き取 りから適切にサービスが提供されているかを確認し た。ケアマネジメントの件数は、1か月約150件。

IV 認知症施策の充実

事業名	現状・課題	目標(目指す姿)	目標値	報告
(2)認知症総合支援事業				
認知症地域支援推進員の取り組み	認知症サポーター養成講座、認知症カフェの支援等。	認知症に対する知識の普及啓発活動等を関係機関と協力して進める。	各種イベント・教室等の実施・支援	認知症サポーター養成講座を4回実施した。関係団体やキャラバンメイトと協力し認知症カフェ等を開催した。 行政と協力して啓発活動を行った。

令和3年度 < 瑞浪北部地域包括支援センター事業報告書 >

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
相談内容	日常生活に関する相談	家事について	0	5	1	2	1	3	1	2	2	1	0	1	19
		ゴミ出しについて	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4	8
		食事について	1	4	0	1	1	4	4	0	4	1	0	0	20
		入浴について	2	2	1	0	0	1	0	2	1	1	0	1	11
		交通手段について	1	1	0	0	1	0	1	1	0	1	0	0	6
		その他	7	4	3	6	3	2	1	8	3	4	8	7	56
	介護予防関連	介護予防・健康管理	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	4
		各種教室等	3	6	3	0	3	0	2	0	0	3	0	0	20
		その他	0	1	2	1	1	2	0	1	0	0	0	0	8
	介護保険外サービス	自立デイ	1	5	1	0	1	0	0	0	0	2	0	0	10
		配食サービス	0	0	0	0	2	3	6	2	4	2	5	7	31
		安心電話	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	4
	介護保険関係	申請	3	4	9	0	7	7	10	5	4	5	12	5	71
		契約	11	3	2	2	3	5	7	4	0	6	2	4	49
		ケアマネについて	13	5	7	10	6	14	8	19	18	9	14	22	145
		在宅サービス	19	15	28	14	19	29	21	26	26	29	39	27	292
		住宅改修・用具購入	4	2	3	3	6	9	3	5	6	4	5	5	55
		施設入所	2	5	11	1	9	4	24	9	2	5	7	6	85
		その他	1	1	3	6	1	0	4	8	3	2	3	4	36
	医療に関する相談	医療機関受診	7	23	15	4	18	12	20	5	8	6	6	13	137
		入退院に関する相談	3	20	13	1	16	4	18	18	10	2	10	3	118
		在宅医療介護連携	0	4	2	0	2	4	4	1	0	0	2	1	20
		その他	4	9	3	1	5	4	9	1	3	8	3	1	51
	認知症について	6	17	6	4	12	12	12	9	10	10	5	6	109	
	障がい者等について	2	1	3	0	5	2	0	0	0	0	0	0	13	
	権利擁護	金銭管理	5	23	7	6	5	6	1	2	0	1	5	1	62
		消費者被害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
成年後見制度		2	12	3	3	3	5	1	1	0	1	2	2	35	
その他		0	1	1	0	2	0	2	1	0	2	1	3	13	
虐待	2	3	9	0	2	0	10	8	1	2	0	0	37		
困難ケース	2	16	4	1	2	1	3	8	2	1	5	1	46		
苦情	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2	4		
その他	4	10	6	1	9	7	5	12	2	3	4	3	66		
合計		105	206	148	68	145	141	177	159	109	114	139	130	1641	
相談者	本人	25	23	29	9	20	21	23	24	14	22	17	21	248	
	家族	15	13	22	9	21	19	38	21	14	20	25	24	241	
	近隣・知人	1	2	0	1	3	7	2	6	2	2	2	4	32	
	民生委員	4	7	9	5	4	7	3	4	6	4	2	1	56	
	医療機関	5	21	13	7	15	11	19	11	5	1	4	3	115	
	行政機関	4	12	17	3	11	6	10	10	7	5	10	13	108	
	社会福祉協議会	2	3	4	3	2	2	0	3	0	3	2	0	24	
	介護支援専門員	16	10	8	7	20	12	6	17	7	9	13	8	133	
	サービス事業所	1	1	9	7	8	9	12	14	10	8	11	4	94	
	南部地域包括支援センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	見守り協定先	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	
	その他	0	2	2	2	5	3	3	1	1	4	1	1	25	
	合計		75	94	113	53	109	97	116	111	66	78	88	79	1079